

○所沢市重度心身障害福祉手当支給条例施行規則

昭和49年10月25日規則第44号

改正

昭和51年4月1日規則第6号
昭和51年6月1日規則第18号
昭和54年4月1日規則第13号
昭和57年4月1日規則第19号
昭和61年4月1日規則第20号
平成元年8月1日規則第44号
平成3年4月1日規則第30号
平成11年4月1日規則第33号
平成12年5月18日規則第53号
平成12年9月29日規則第59号
平成12年12月28日規則第69号
平成13年3月1日規則第1号
平成14年3月27日規則第19号
平成14年10月1日規則第71号
平成15年3月31日規則第35号
平成16年1月30日規則第1号
平成17年9月27日規則第59号
平成18年9月26日規則第61号
平成19年3月26日規則第20号
平成20年3月10日規則第12号
平成21年12月25日規則第47号
平成23年9月30日規則第47号
平成24年3月30日規則第25号
平成25年3月5日規則第19号
平成26年3月28日規則第9号
平成26年12月25日規則第46号
平成28年3月25日規則第12号

平成28年 7 月29日規則第51号

平成29年 3 月10日規則第 6 号

平成30年 3 月30日規則第24号

所沢市重度心身障害福祉手当支給条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、所沢市重度心身障害福祉手当支給条例（昭和49年条例第43号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(施設)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する施設とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 5 条第11項に規定する障害者支援施設又は同法附則第20条に規定する旧法指定施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、児童養護施設又は障害児入所施設
- (4) 児童福祉法に規定する障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関
- (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- (6) 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 2 条第 3 項第 9 号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの
- (7) 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第 1 号）に規定する国立保養所
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）

に規定する救護施設又は更生施設

(9) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

(10) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所であつて、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの

（認定申請）

第3条 条例第3条第2項に規定する申請は、所沢市重度心身障害福祉手当受給資格認定申請書（様式第1号）により申請するものとする。

（認定及び通知）

第4条 市長は、前条に規定する申請があつたときは必要な調査を行い、受給資格を認定した者（以下「認定者」という。）については、所沢市重度心身障害福祉手当支給台帳（様式第2号）に登載するとともに、所沢市重度心身障害福祉手当受給資格認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査により受給資格がないと認めるときは、所沢市重度心身障害福祉手当受給資格非認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（支給制限等）

第5条 条例第8条第1項第1号ただし書の規則で定める者とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める肢体不自由1級又は2級の身体障害を有する20歳未満の者のうち、運動機能が座位までであつて、次の各号のいずれかに該当し、別表に定める点数（各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に限る。）の合計が25点以上のものをいう。

(1) 埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳[㊦]又はAの交付を受けた者

(2) 障害の程度が最重度又は重度であると児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が判定した者

2 条例第8条第1項第2号による重度心身障害福祉手当（以下「手当」という。）の支給制限は、1月分から7月分までの手当にあつては前々年の所得に基づく住民税により、8月分から12月分までの手当にあつては前年の所得に基づく住民税により判定するものとする。

3 認定者は、前項の判定を受けるため、所沢市重度心身障害福祉手当所得状況届（様

式第5号)を提出しなければならない。ただし、住民税課税台帳を閲覧することに同意があり、所得状況が確認できるときは、この限りでない。

- 4 市長は、支給制限の有無を判定したときは、所沢市重度心身障害福祉手当の支給に関する通知書(様式第6号)により認定者に通知するものとする。

(届出)

第6条 条例第4条第2項による届出は、所沢市重度心身障害福祉手当受給資格喪失届(様式第7号)又は別に定める様式による。この場合において、条例第4条第1項第4号に該当したときは、所沢市重度心身障害福祉手当受給資格喪失届兼未支払請求書(様式第8号)により行うことができる。

- 2 条例第7条による届出は、所沢市重度心身障害福祉手当受給資格認定内容変更届(様式第9号)による。この場合において、口座振替に係る変更であるときは、別に定める様式により行うことができる。

(未支払の手当の請求及び支給)

第7条 条例第4条第1項第4号に該当した場合において、まだその者に支払っていないかつた手当を受けようとするときは、所沢市重度心身障害福祉手当受給資格喪失届兼未支払請求書又は別に定める様式により認定者の遺族の代表が市長に請求する。

- 2 前項の規定により請求があつた場合において未支払金を支給したときは、遺族全員に支給したものとみなす。

(受給資格喪失の通知)

第8条 市長は、条例第4条第1項の規定により認定者が受給資格を失つたときは、所沢市重度心身障害福祉手当受給資格喪失通知(様式第10号)により当該認定者であつた者又はその遺族の代表に通知するものとする。

(手当額の変更通知)

第9条 市長は、認定者の重度心身障害者の区分に変更があつたことにより手当の月額を変更するときは、所沢市重度心身障害福祉手当月額変更通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(支給時期等)

第10条 手当は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期に分けてそれぞれの前月までの分を支給する。ただし、支給月前に条例第4条第1項に該当し受給資格を喪失した場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年6月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年8月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年4月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第33号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月18日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条の規定は、平成12年5月分の重度心身障害福祉手当の支給から適用し、同年4月分までの重度心身障害福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成12年9月29日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第69号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月1日規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年 3 月27日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則（平成14年10月 1 日規則第71号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成15年 3 月31日規則第35号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 1 月30日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の各規則に規定する様式により交付されている受給者証その他の書類は、この規則による改正後の各規則に規定する様式により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成17年 9 月27日規則第59号）

この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月26日規則第61号）

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月26日規則第20号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の所沢市重度心身障害福祉手当支給条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の施行後も、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成23年9月30日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の所沢市重度心身障害福祉手当支給条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の施行後も、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成24年3月30日規則第25号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月5日規則第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第9号）

この規則中第2条第1号の改正規定は平成26年4月1日から、同条第8号の改正規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規則第46号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月29日規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第5条第1項の規定は、平成28年8月分の重度心身障害福祉手当から適用し、同年7月分までの重度心身障害福祉手当については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の第5条第1項に規定する条例第8条第1項第1号ただし書の規則で定める者として重度心身障害福祉手当を受けていた者であつて、この規則による改正後の第5条第1項に規定する条例第8条第1項第1号ただし書の規則で定める者とならないものに対しては、平成28年8月から平成29年1月(受給資格を喪失した場合にあつては、当該喪失した日の属する月)までの間、月額2,500円を手当として支給する。

附 則 (平成29年3月10日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則 (平成30年3月30日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第8条の規定は、この規則の施行の日以後に受給資格を喪失した者について適用する。
- 3 改正後の第9条の規定は、この規則の施行の日以後に重度心身障害者の区分に変更があつたことにより手当の月額を変更する者について適用する。
- 4 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

別表 (第5条関係)

項目	点数	備考

1	レスピレーター管理	10点	毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。
2	気管内挿管・気管切開	8点	
3	鼻咽頭エアウェイ	5点	
4	O ₂ 吸入又はSpO ₂ 90パーセント以下の状態が10パーセント以上	5点	
5	(1) 1回/時間以上頻回の吸引	8点	
	(2) 6回/日以上頻回の吸引	3点	5(1)に該当する場合は、加算しない。
6	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	3点	
7	IVH	10点	
8	(1) 経口摂取 (全介助)	3点	経口摂取、経管又は腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択
	(2) 経管 (経鼻・胃ろうを含む。)	5点	経口摂取、経管又は腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択
9	(1) 腸ろう・腸管栄養	8点	経口摂取、経管又は腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択
	(2) 持続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時)	3点	
10	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3点	
11	継続する透析 (腹膜灌流を含む。)	10点	
12	定期導尿 3回/日以上	5点	人工膀胱を含む。
13	人工肛門	5点	

14 体位変換 6回/日以上	3点
----------------	----

様式第1号
様式第1号

所沢市重度心身障害福祉手当受給資格認定申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

申請者 住 所
氏 名 (印)
電 話 ()

所沢市重度心身障害福祉手当支給条例に基づき受給資格の認定を申請します。

なお、所沢市重度心身障害福祉手当の支給に関し、住民税課税台帳並びに所沢市重度心身障害福祉手当支給条例第2条に規定する重度心身障害者の区分及び第3条第1項に規定する施設への入所状況について閲覧することを承諾します。

障 害 者	住 所											
	ふりがな 氏 名	(印)			年 月 日生							
	個人番号											
保 護 者	住 所											
	ふりがな 氏 名				年 月 日生				障害者との続柄			
重 度 心 身 障 害 者 の 区 分	身体障害者 手帳	級		療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳					級
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第2条第2項該当・第3項該当										
	特別障害者手当・障害児福祉手当		認定(受給中・停止中) 申請中 非該当									

口座振替依頼書											
金融機関名	銀行 信用金庫 農協						本店 支店 出張所				
預金種目	1普通	2当座	3その他	口座番号							
	()			(右詰めで記入)							
口座名義人	ふりがな	-----									
	氏 名	-----									
上記の預金口座に口座振替を依頼します。											

様式第2号

様式第2号

所沢市重度心身障害福祉手当支給台帳

認定者	氏名	性別	生年月日	障害名	宛名番号	世帯番号	整理番号		
	住 所			申請年月日		認定年月日	別表区分		
保護者	氏名	性別	生年月日	宛名番号	続柄	金融機関名	支店名		
	住 所			口座名義人		口座番号			
手当の支給記録	第1期		第2期		第3期		第4期		
	年度	支払年月日	手当額	支払年月日	手当額	支払年月日	手当額	支払年月日	手当額
備考					受給資格喪失年月日	事由			

様式第3号
様式第3号

第 号
年 月 日

所沢市重度心身障害福祉手当受給資格認定通知書

様

所沢市長 印

年 月 日付けで申請のありました所沢市重度心身障害福祉手当について、次のとおり認定しましたので通知します。

認定者氏名	
認定年月	年 月
手当月額	円

様式第4号

様式第4号

第 号
年 月 日

所沢市重度心身障害福祉手当受給資格非認定通知書

様

所沢市長

印

年 月 日付けで申請のありました重度心身障害福祉手当について、下記の理由により、受給資格を認定しないので通知します。

記

認定しない理由	
---------	--

教示

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、所沢市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分(この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、所沢市を被告として(訴訟において所沢市を代表する者は、所沢市長となります。)提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号

様式第5号

所沢市重度心身障害福祉手当所得状況届

ふ り が な	
氏 名	
住 所	
年中の所得額	円
年度における 住民税課税の有無	有(課税) ・ 無(非課税)

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

(宛先)所沢市長

住所

氏名



※ この所得状況届には、市町村長の発行する住民税の課税に関する証明書を添付してください。

様式第6号

様式第6号

第 号
年 月 日

所沢市重度心身障害福祉手当の支給に関する通知書

様

所沢市長 印

あなたの 年 月分から 年 月分までの所沢市重度心身障害福祉手当については、次のとおりですので通知します。

認 定 者 氏 名	
審 査 結 果	
理 由	

様式第7号

様式第7号

所沢市重度心身障害福祉手当受給資格喪失届

年 月 日

(宛先)所沢市長

届出者 住 所
氏 名

下記のとおり所沢市重度心身障害福祉手当の受給資格を喪失したので届け出ます。

記

認定者	住 所	
	ふ り が な 氏 名	
喪 失 理 由		
理由発生年月日		年 月 日

様式第8号

様式第8号

所沢市重度心身障害福祉手当受給資格喪失届兼未支払請求書

年 月 日

(宛先)所沢市長

届出者 住 所
氏 名 (印)
電 話 ()

下記のとおり所沢市重度心身障害福祉手当の受給資格を喪失したので届け出ます。
また、未払の手当について、下記のとおり請求します。

記

認定者	住 所			
	ふりがな 氏 名		死亡した日	年 月 日
請求者 である 遺 族	ふりがな 氏 名		認定者との 続 柄	
	住 所			
備 考				

口座振替依頼書						
金融機関名	銀行 信用金庫 農協				本店 支店 出張所	
預金種目	1普通	2当座	3その他 ()	口座番号 (右詰めで記入)		
口座名義人	ふりがな 氏 名	-----				
上記の預金口座に口座振替を依頼します。						

様式第9号

様式第9号

所沢市重度心身障害福祉手当受給資格認定内容変更届

年 月 日

(宛先)所沢市長

届出者 住 所
氏 名
電 話 ()

下記のとおり所沢市重度心身障害福祉手当受給資格認定申請の内容に変更が生じましたので届け出ます。

記

認 定 者	住 所					
	ふりがな 氏 名					
重度心身障害者の 区 分		身体障害者手帳(級) から (級) 療 育 手 帳() から () 精神障害者保健福祉手帳(級) (級)				
口 座 の 変 更		口座名義人	金 融 機 関 名	支店名	預金種目	口座番号
	変 更 前				普通・当座 他()	
	変 更 後				普通・当座 他()	
住 所 の 変 更	変 更 前	電話 ()				
	変 更 後	電話 ()				
氏 名 の 変 更	変 更 前					
	変 更 後					
変 更 が 生 じ た 年 月 日	年 月 日					
そ の 他	<input type="checkbox"/> : 修正申告(年度) 課税・非課税 <input type="checkbox"/> : _____					

様式第10号

様式第10号

第 号
年 月 日

所沢市重度心身障害福祉手当受給資格喪失通知書

様

所沢市長 印

下記のとおり所沢市重度心身障害福祉手当の受給資格が喪失したので通知します。

記

認定者氏名	
喪失理由	
理由発生年月日	年 月 日

様式第11号

様式第11号

第 号
年 月 日

所沢市重度心身障害福祉手当月額変更通知書

様

所沢市長 

下記のとおり所沢市重度心身障害福祉手当月額を変更したので通知します。

記

認定者氏名				
変更月額	変更前	円	変更後	円
変更年月	年 月分から			
変更理由				